### 第 10 回東京都北区子ども・子育て会議次第

日時:平成27年2月3日(火)

午後6時30分~

会場: 北とぴあ 14 階スカイホール

### 1 開会

## 2 議事

- (1)「北区子ども・子育て支援計画 2015 (案)」のパブリックコメント実施結果について
- (2) 平成 27 年度特定教育・保育施設等の利用定員について
- (3) 平成 27 年度特定教育・保育施設等の利用者負担額について
- (4) 平成 27 年度以降の子ども・子育て会議について
- (5) その他

#### 3 閉会

#### 【配布資料】※資料は事前送付済み

資料 1	北区子ども・子育て支援計画 2015 (案) のパブリックコメント実
貝科Ⅰ	施結果(案)
資料 2	平成 27 年度特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定
貝科乙	員一覧
資料 3	平成 27 年度特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者
貝科ろ	負担額について(案)
資料 4	平成 27 年度以降の子ども・子育て会議について



### 北区子ども・子育て支援計画 2015 (案) に関するパブリックコメント実施結果

意見募集期間: 平成26年12月10日(水)~平成27年1月15日(木)

意見提出者数:20名・3団体(内訳:ホームページ18名・3団体、電子メール1名、ファクシミリ1名)

意 見 総 数:64件

周 知 方 法:北区ニュース (12月10日号)、子育て支援課、区政資料室、地域振興室、区立図書館(休館中のため赤羽・田端図書館は除く)、

児童館・児童室、北区ホームページ

提出された意見の要旨とそれに対する区の考え方・修正内容は以下のとおりです。

### 【計画全般について】

	意見(要旨)	件数	区の考え方・修正内容
1	北区では近年、就学前の子どもを持つ世帯の転入が増えています。 今後、保育園や学童保育の充実だけでなく、在宅で育児をしている家庭への支援についても、もっと充実させることが必要だと感じています。 そのためには、地域ぐるみで子育ちを支える仕組みが必要ではないでしょうか。自治体と住民が共に知恵を出し合い、支え合い、助け合うことが循環するような仕組みづくりをしてほしいです。 ふれあい館などを、子育て家庭や子どもたちに開放し、運営は区内の支援活動団体に協力してもらうなどとすれば、新たな地域活動が生まれてくる可能性があると考えます。	3	平成26年4月1日現在の北区内の0~14歳人口は32,147人でした。区は保育施設や児童館、小学校等、多数を対象とした支援サービスに取り組んできましたが、多様な個々の要望に応えるためには地域住民の相互の支援が不可欠であると認識しています。現在策定中の「北区基本計画2015」において、取り組むべき最重要課題として「地域のきずなづくり」を挙げているところであり、本計画においても基本方針として「"まちぐるみ"での子育て支援」を掲げ、「子育て家庭を支援する地域づくり」を施策目標の一つとしています。多くの人に子育てに関心を持ってもらい、「支援ができる」「支援がしたい」という人の気持ちや活動が、「支援を必要とする」人へ届く仕組みを作り上げていくと共に、子どもと子育てを温かく見守る地域風土の醸成に努めてまいります。 また、子どもや子育て中の親、それを支援する地域住民が利用できる場の提供については、今後、関係所管課と協議し、実現に向けて検討してまいります。
2	街じゅうに子どもの声が溢れる北区であってほしいです。各商店街に、気軽に立ち寄って授乳やオムツ換えも可能な、多世代が交流出来る子育てカフェを望みます。	1	現在北区では、子育て世帯への経済的負担の軽減や、地域での子育 て支援の促進を図るため、区内の協賛店で割引などの特典が受けられ る「子育てにっこりパスポート」を、区内在住の中学生以下のお子さ んがいる世帯に配布しています。 「子育てにっこりパスポート」の周知を図るとともに、子育て中の 家庭にとって魅力ある商店・商店街となるよう、地域や商店街連合会 等と連携して、ご意見を参考にして検討してまいります。

3	子育て中の大人と子どもに必要なのは、生きていく事の素晴らしさを実感できるような体験、自分の存在に価値を見出す事ができるような体験などではないでしょうか。 ・自分はひとりぼっちではないと実感できる体験 ・自分が誰かの役に立っていると実感できる体験 ・自分は何かを生み出すことができる人間だと実感できる体験 また、子育ちのために必要なものは、思いっきり大声を出せる場所、思いっきり走り回れる場所、保護者と離れて同年齢・異年齢で遊べる場所など、体と心の両方のために必要だと思います。	1	ご意見のとおり、子どもが自己肯定感を高め、自己実現が達成できる体験を重ねていくことは、大変な重要なことです。 日々の生活の中でその力を育んでいくのは家庭でありますが、その家庭を取り巻く地域や社会のバックアップの体制づくりに取り組んでいくために本計画を策定しています。 本計画中の「次世代育成支援行動計画」では、施策目標3「未来を担う人づくり」のなかで「自己実現の場と体験機会の提供」という個別目標を掲げ、事業に取り組んでいきます。
4	未来の子どもたちのために、持続可能な北区になって欲しいです。 東日本大震災直後に流通が途絶えた経験からも、区内で食料の自給を 試みるべきだと思います。エネルギーの自給についても検討すべきで す。	1	区では震災以前より再生可能エネルギー普及促進を図っております。今後も粘り強く新エネ・省エネ機器の導入を図りながら、区民の皆さまには生活に必要以上のエネルギーを使用しないようお願いしてまいります。 なお、災害発生時において、子どもが自らの身を守るために必要な基本的知識を学ぶための防災教室の開催など、「子ども防災プロジェクト」に取り組んでいます。ご指摘の点も踏まえ、今後とも継続していきます。
5	児童館などで物々交換会をやるのはどうでしょうか?期間を設けておもちゃや子ども服等、不要になったものをフリースペースに置き、児童館に来た人が欲しいものがあれば自由に持って帰り、期間終了後に持参者は責任を持って持ち帰る。 子どもは成長し、必要なものと不必要なものが1年単位で必ず出てきます。それをうまくぐるぐる使い回せないかと思います。休みの日にエコー広場のフリーマーケットまで行かずとも、平日の児童館を利用したいです。	1	各児童館により取り組み方は異なりますが、児童館まつりなどの行事の際にリサイクル用品のコーナーを設けたり、常設または期間を限定してコーナーを設けたりしている児童館はあります。しかしながら、北区の児童館は保育園等に併設された小型の児童館が多いことから、スペースの関係などもありますので、ご意見は検討課題として受け止めさせていただきます。
6	計画のページ数が多過ぎます。児童館にあった閲覧用の計画案は、 子どもをみながらでは読み切れません。重複した内容も多いです。各 項目に結論を書き入れるようにすると、よりわかりやすく短くまとま るでしょう。	1	本計画は「次世代育成支援行動計画」と「子ども・子育て支援事業計画」を2つの柱として構成されていますが、それぞれ記載しなければならないとされている事項に共通項目が多いため、やむを得ず重複となる箇所が生じています。 また、前計画「北区次世代育成支援行動計画(後期計画)」を見直し、読みやすいものとなるよう、できるだけ長文記述を避け、大幅に紙面を圧縮しました。 改善に努めてまいりますが、上記事情についてご理解いただければと思います。

7	「子育て」が国の社会保障制度の一つの柱として位置づけられましたが、財源の確保については不十分です。今後も、国や都に対しての要望を引き続き行ってください。	1	第6章でも記述している通り、国や都に対し今後も要望してまいります。
---	--	---	-----------------------------------

## 【計画の記述について】

	意見(要旨)	件数	区の考え方・修正内容
8	1ページの女性と子ども3人のイラストは、子どもを3人産んでほしいという希望の表れでしょうか? 女性だけに子育ての負担が掛かる状況を変えたいのですから、男性も入っているものに差し替えていただきたいです。	1	パブリックコメント時に掲載していたイラストは、全て変更する予 定です。
9	1ページ及び38ページの「自己肯定感を <u>持ち</u> 」という記述は、「自己肯定感を <u>高め</u> 」とした方が良いと思います。多くの子どもの自己肯定感が低いことが問題となっているので。	1	ご意見を踏まえて修正します。
10	36ページ文章内の「仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) などに積極的に取り組んできましたが」の部分ですが、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス) への理解促進などに・・・」と加筆した方がよいと思います。	1	ご意見を踏まえて修正します。
11	37ページに「子育て家庭を支援する地域づくりのために」の課題が記述されていますが、わかりづらいので解説をお願いします。  ①「祖父母世代や学生などについても・・・様々なアプローチから支援の担い手になりえる」の「様々なアプローチ」とは、どのようなことがあるのでしょうか?  ②「地域の方々や地域の子育て支援に係わる貴重な活動との役割分担」とは、誰と誰がどのような役割を分担するのでしょうか?	1	<ul> <li>①職業としての子育で支援だけでなく、地域の自主的な支援団体の活動や、ファミリー・サポート・センター事業や放課後子ども総合プラン等のボランティア、町会・自治会活動などは地域の大きな力です。また、個人が培ってきた経験や能力を子どもに伝えたり、若者が子どもと交流することによっても、子育て・子育ち支援に寄与するものと思われます。直接的な支援活動だけでなく、様々な活動が子育て支援になりうるということを述べています。</li> <li>②子育で支援の担い手として、保育・教育施設等の運営や給付事業などを主に行う行政や事業者と、家庭により身近なところで支援できる地域活動があります。どちらかだけでなく、それぞれが良いバランスで役割を果たすことにより、地域(区)全体の子育て力が向上するということを述べています。</li> </ul>

12	40 ページ 14 行目「子供の疾病」は「 <u>子ども</u> の疾病」に修正してく ださい。	1	ご意見を踏まえて修正します。
13	資料の「児童憲章」は、戦後、子どもの保護のために作られたものであり、子どもの主体性が書かれてないように感じます。子どもの権利を尊重するこの計画の趣旨からすると、「子どもの権利条約」を掲載する方が適当であると思います。	5	「子どもの権利条約」は全 54 条から成る国際条約であり、掲載するには適切な量を超えているため資料に入れていませんでしたが、ご意見を踏まえて抜粋版を掲載することといたします。

### 【次世代育成支援行動計画について】

	意見 (要旨)	件数	区の考え方・修正内容
14	保育の実施等にあたっては、全ての子どもと家庭への支援の拡充、 質の高い保育と教育の提供、子どもの健やかな育ちを重層的に保障す ることを明記していただきたいです。 特に、配慮の必要がある子どもや家庭を排除することなく、受け入 れに当たっては、その子どもや保護者が必要とする配慮や支援及び体 制の確保を明記していただきたいです。	1	全ての子どもに対して分け隔てなく支援を行うことや、質の高い教育・保育の提供等は、子ども・子育て支援新制度の根幹をなすものであり、北区においても既に取り組んでいるところです。 また、配慮を必要とする子どもや保護者に対する支援体制の整備についても、より一層の充実が必要であり、その認識に基づいて記述を行っています。
15	保育園を利用している家庭と利用していない家庭とで、税金の使われ方に多少の不公平があるのは仕方がないと思いますが、例えば、利用していない子どもの保育園の一時利用枠を拡大できないものでしょうか。 家庭での子育てはとても大切ですが、プロの保育者による保育とは質が異なっていますし、特に昨今の閉ざされた環境では、子どもの保育が偏ってしまう可能性が高くなります。 現在の一時保育は、なかなか空きがない場合もあり、単発での利用は子どもにとっても慣れない環境でストレスが大きいものです。毎週通うことができれば、保育士や友達との継続的な人間関係ができ、子どもにとってもよいことではないかと思います。	1	一時保育は、保護者の方が用事や休養のために「一時的」に保育を必要とするお子さんをお預かりする事業であり、「定期的」な保育を趣旨とするものではないことをご了承ください。 各保育園では、家庭で保育をされているご家庭を対象に、月1回程度子育て支援事業を実施しています。また、育児相談も随時受け付けています。また、各児童館(子どもセンター)には保育士の資格を持つ職員が常駐しており、乳幼児親子の交流や仲間づくりをするため、体操や工作、リズム遊びなどを行う乳幼児クラブ活動を毎週定期的に実施しています。是非、ご参加ください。
16	(仮称)子どもプラザの整備にあたっては、さいたま市子ども総合センターの事例を参考にして下さい。中学校跡地を活用し、子どもに関する相談機能のほかに、赤ちゃんから中高生までが遊んだり過ごしたりできる場所も予定されています。	1	ご意見の施設なども参考に、(仮称)子どもプラザが、子育てや子 どもの発達に関する不安の解消等に対応する総合的な子育て支援拠 点となるよう検討してまいります。

17	「子育て応援サイトの開設」は素晴らしいことだと思います。子育 て情報が一か所に集約されていれば使いやすくなります。区の情報だ けでなく、地域の子育てネットワークの情報も掲載されれば、「孤育 て」を減らす一助となるでしょう。	1	地域の子育て支援活動の情報を把握、集約し、活動団体と連携をとりながら情報提供を図っていく仕組みの構築は、今後の大きな課題であります。 平成 27 年度から開始する「利用者支援事業」では、利用者の要望をうかがい、どこに行けば適切な支援が受けられるかを案内する相談窓口を、区役所内に開設します。今後本事業のなかで、地域の情報についても発信していけるような体制を目指していく予定です。ご意見のとおり、ホームページの活用も含めて検討していきます。
18	「子育て応援サイト」は、民間の団体や NPO など市民の運営に委託 したらどうでしょうか?他区でもそうした取り組みがうまくいって いる事例があります。	1	「子育て応援サイト」の作成にあたっては、民間への委託なども含め検討しましたが、北区では公式ホームページのリニューアルに合わせ、そのサブサイトとして運営することにしました。
19	妊婦歯科検診を保健所で行うのではなく、無料券を配ってほしいで す。平日は仕事なので保健所に行けません。	1	働く女性が増加し、平日に受診するのが困難な状況は把握している ため、受診券方式については今後検討していきたいと思います。
20	貧困や不登校、引きこもり、外国籍など、配慮の必要な子どもたちのケアに向け、スクールソーシャルワーカーの増員が必要だと感じます。関わる必要のある子どもが多い中、今の配置人数では無理です。また、地域の人たちが寄り添い支える体制作り、ファミリー・サポートの特別版開設を望みます。	2	スクールソーシャルワーカーについては、平成 25 年度より区内を 赤羽・王子・滝野川の3地区に分け、それぞれを担当するために1名 を増やし、3名体制としました。平成27年度よりスクールソーシャル ワーカーを指導・育成等を行う指導者を配置し、更なる体制の強化を 図ってまいります。 ファミリー・サポート・センター事業では、子育て世帯の仕事と育 児を両立するために、保育園・幼稚園の送迎等、区民の有償ボランティ アによる「サポート会員」がお子さんをお預かりして育児支援を行っ ています。ご意見の「特別版」として想定される事業の内容の記載が ありませんでしたが、育児支援を必要とする世帯が安心して利用でき るよう、安定したサポート会員の確保と人材の育成に取り組んでいき ます。
21	妊婦のため、勤務後に保育園に子どもをお迎えに行く時に、具合が 悪くなることがあります。お迎えの代行サービスを利用したいです。	1	ご意見の「代行サービス」の類似事業として、育ち愛ほっと館で実施している「ファミリー・サポート・センター事業」では、お子さんの保育園の送迎やその前後のお預かりなどのサービスを行っています。是非利用をご検討ください。

22	「(仮称) 安心ママヘルパー派遣事業」は「ホームスタート」とは違う事業なのでしょうか。 目配りが行き届く家庭訪問型子育て支援である「ホームスタート」 の導入を望みます。	3	「ホームスタート」は、ボランティア等が未就学児のいる家庭を訪問し話を聞き、一緒に家事や育児をしながら子育ての不安や悩みを受けとめ、支える活動です。既に事業化している自治体もあり、北区においても実際の需要を注視しながら検討していくことが必要であると考えています。 平成27年度から開始予定の「(仮称)安心ママヘルパー派遣事業」は産前産後の母親の心身の疲労や育児不安を少しでも軽減できるよう、家事や育児の手伝いをするヘルパーを派遣する事業です。また、育児不安が強い家庭などに対しては、子ども家庭支援センターのワーカーや家事・育児支援のヘルパーなどを派遣する「養育支援訪問事業」を実施していきます。これらの利用状況を検証しながら、「ホームスタート」についても検討を図っていきます。
23	子どもの権利条約 31 条に<遊ぶ権利>があります。計画事業には、教育現場での活動やプログラム・イベント型のものばかりで、子どもの様々な遊びを保障する取り組みが一つもありません。都市化、不審者への心配、管理的な指導、働く親の増加による見守りの減少等々、北区でも子どもの遊ぶ環境は厳しくなってきています。 「プレーパーク」は、プレーリーダーのもと、安全に木登りや火などを楽しみ、安心して外遊びのできる場所です。放課後子ども総合プランは学校内での活動であり、自由に遊ぶには制限のある環境です。与えられる遊びや体験ではなく、子どもたちが自由に発想し創造し、伸び伸びと土・水・木といった自然に触れ、学校以外の地域の子どもや親以外の大人と交流を深めていける遊び場であるプレーパークは、まさに、子どもが心身共に健やかに育つことができる取り組みです。プレーパークでは、子どもが存在を認められ、他人も認められるようになり、意思を尊重され、みんな生き生きと遊んでいます。また、子育て中の親子がつながりを持つことができ、地域に多くの貢献をもたらす可能性のある事業です。子どもたちがいつでも遊びに行けるよう、常設のプレーパークの整備又は開催回数が増やせるようプレーパーク事業をより積極的に支援していただきたいです。あるいは北区の主催事業として安定的に運営されていくことを切に望みます。	15	プレーパーク事業は「北区政策提案協働事業」として自主活動団体からの提案を受け、平成21年度から3年間の限定で協働事業として実施されたものです。その後も、プレーパーク事業が、子どもたちの自主性や創造性を育むうえで大変有意義であり、また、子どもだけでなくその親たちにとっても交流の場となる取り組みであるため、区の補助金交付事業として継続実施されています。実施方法については、引き続き、創意工夫と柔軟な活動により高い効果が期待できる自主活動団体主体の事業とし、区は活動経費の補助や実施場所の提供、北区ニュース・ホームページ等を活用した広報活動への協力など、側面からの支援を行っていきたいと考えています。

24	児童館ネットワーク事業は形ばかりで広がりがありません。工夫した仕組みを考えて、更に充実させてほしいです。	1	地域において、世代を超えた「顔の見える関係」をつくることで、 安全・安心で子育てしやすい環境をつくるという児童館ネットワーク 事業の目的を達成するため、事業内容を今一度検証し、地域の方が主 体となって活動できる事業として展開していきたいと考えています。
25	子どものメディア依存の問題が顕在化しています。北区の子どもたちのメディア利用実態はどのようになっていますか? スマホ育児の危険についても、乳幼児健診などの機会を捉えて啓発して下さい。研修会や講演会なども有効だと思います。 北区でもアウトメディアについて啓発できる人材育成をお願いします。	1	平成 25 年度「全国学力・学習状況調査」では、北区の子どもたちは、一日当たりのテレビやビデオ・DVDを見たりする時間、テレビゲームをする時間が全国平均よりも長いという結果が出ています。スマートフォン等メディア端末の過度な使用が、親子の直接のコミュニケーション時間を減少させる状況に対しては、現在のところ北区での取り組みはありませんが、今後の課題として受け止めさせていただきます。 人材育成については、家庭教育力向上アクションプランの作成や親子きずなづくりのモデル事業を実施するなかで検討していきます。
26	子どもセンターは乳幼児親子、ティーンズセンターは中高生が対象となり、小学生の居場所は「放課後子ども総合プラン」だけとなるのでしょうか?いじめや友達関係で、放課後に学校に居づらい子もいます。また、乳幼児と中高生を繋ぐためにも、小学生の居場所を児童館にも残してほしいです。	1	子どもセンターは主に乳幼児親子を対象とした施設と位置付けており、小学生の居場所機能は、全小学校で実施する放課後子ども総合プランに引き継がれます。 しかし、放課後子ども総合プランに参加しない児童については、引き続き子どもセンターで受け入れてまいります。
27	絶対に学童クラブの枠組みはなくさないでいただきたいです。保護機能を担う場所がなくなってしまえば、子どもは家庭に代わる居場所がなくなってしまいます。	1	北区では、全児童を対象とする「放課後子ども教室」と「学童クラブ」等を一体的に運営する放課後子ども総合プラン(わくわく☆ひろば)を推進し、全小学校で実施する計画です。実施に合わせ、全ての学童クラブを学校内に移転する予定です。 放課後子ども総合プラン実施後も、学童クラブの持つ生活の場としての機能は維持してまいります。
28	「わくわく☆ひろば」事業がスタートしていますが、学校によって はスタッフの参加年齢層に違いが出てきているようです。平等に配置 をお願いします。	1	地域の方の運営による「わくわく☆ひろば」ではスタッフの年齢層は比較的高く、事業者の運営する「わくわく☆ひろば」では年齢層が低い傾向にあります。スタッフの配置については、安全・安心な居場所としての機能が確保されることを前提に、地域の方や事業者にスタッフの配置についてはお任せしておりますが、様々な年齢層のスタッフとの交流も子どもたちの成長にとって大切と考えますので、協議してまいります。

29	「わくわく☆ひろば」事業では、学校行事が優先されるため、入学式・学芸会・卒業式等で体育館が使えない時期があります。代替施設の確保等、解決策を考えていただきたいです。	1	学校施設を活用して運営している以上、学校行事が優先されることは止むを得ないと考えます。しかしながら、体育館の使用不可能な期間の短縮などを含め、可能な限り学校施設が活用できるよう、学校と協議してまいります。また、学校教育に支障のない範囲で、校庭や体育館の使用に限らず、特別教室や図書館等の一時利用などについても、学校と協議してまいります。
30	「放課後子ども総合プラン」の会場である小学校では、安全安心に とらわれるあまり、子どもの自発的な活動を制約することが懸念され ます。 子どもの自由な遊びを理解し、見守る姿勢を貫くことができるよう な現場スタッフの人材育成・研修を充実させて下さい。	1	放課後子ども総合プランでは、安全・安心な居場所の提供だけでなく、「小1の壁の打破」や「次代を担う人材の育成」という目的が加わりました。また、放課後子ども総合プランは、全児童を対象とするものですので、配慮の必要な児童も参加することになります。こうした状況も踏まえ、放課後子ども総合プランでは安全に配慮しながらも子どもの自主性を尊重し、自由遊びを基本に参加児童が様々な体験活動を楽しめるように運営にも工夫をしてまいります。また、区の児童指導員(非常勤)には保育士や教員免許等の資格保有者を配するとともに、地域スタッフ及び委託事業者を含めたスタッフ等の資質の向上を図るための研修の充実に努めてまいります。
31	「ワーク・ライフ・バランス」は一般的には就労と家庭生活のバランスを指しているようですが、家庭を整え、家族をサポートしている主婦としてはこの言葉に違和感を覚えます。「グッド・ライフ・バランス」としたらどうでしょうか?	1	現在「ワーク・ライフ・バランス」という言葉が一般化しており、 また、家庭における家事も労働と考えているため、本計画においても 使用しています。
32	安心して子育てと仕事ができる環境づくりの一環として「ワーク・ライフ・バランスを推進する企業への支援」が記載されていますが、 北区内の子ども・子育て関連施設において率先して推進していただき、その実績を内外に周知することを求めます。	1	ご意見のとおり、引き続きワーク・ライフ・バランスの推進に努め てまいります。区職員への周知の方法については検討してまいりま す。

# 【子ども・子育て支援事業計画について】

	意見 (要旨)	件数	区の考え方・修正内容
33	「子ども・子育て支援事業計画」の「地域子育て支援拠点事業」の表の〔量の見込み〕の26箇所とは、児童館数ですか?平成31年度も26箇所とありますが、将来的に児童館は14~17箇所になるのではないでしょうか?	1	26 箇所とは、児童館 25 箇所及び育ち愛ほっと館 1 箇所です。 児童館は、放課後子ども総合プランの実施により、利用する小学生 の居場所が確保された所から「子どもセンター及びティーンズセン ター配置方針」に基づき、移行を進めるとともに、周辺の児童館と機 能を統合するなどして、最終的には 15~17 箇所の子どもセンターと することとしています。 現時点では、再編の対象となる児童館やその時期などは具体的に決 まっておりませんので 26 箇所と記載しましたが、先の配置方針に基 づき再編を進めていく予定です。
34	地域子ども・子育て支援事業については、行政、関係施設、医療機関、 NPO、保護者等との連携を強化し、子育て支援のネットワークを構築し、 連携がとり易い体系づくりに努めていただきたいです。	1	ご意見のとおり努めてまいります。
35	保育園の待機児童の解消を目指した量の確保が記載されていますが、その運営については恒久的に安定している事業者であるようにしていただきたいです。	1	待機児童の解消のため、認可保育所の整備を進めておりますが、事業者の選定にあたりましては、財務状況や運営実績などから事業が継続的に実施できる事業者であるか、十分な確認を行うよう努めております。

# 【その他】

	意見(要旨)	件数	区の考え方・修正内容
36	たき火のできる施設が少ないので、もっと増やしてほしいです。	1	無秩序にたき火をする行為は「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(東京都環境確保条例)」によって禁止されています。また、区の公園・児童遊園では、園内施設の損傷や思わぬ事故の防止、他の公園利用者への配慮といった観点から、防災訓練などの場合を除き、許可のない火気使用を禁止しています。ご理解のほどお願いいたします。
37	田端の童橋公園の遊具が劣化しており、ささくれだっていたり、部 品や板が剥がれていたりして危険です。子どもを安心して遊ばせられ ません。改善願います。	1	童橋公園の各遊具は老朽化が進んでおり、現在の計画では平成 28 年度に新しい遊具に更新する予定です。それまでの間は、部分補修等 を行い事故防止に努めてまいります。

38	田端駅北口から東台橋に上がる階段が、妊娠中の体には苦痛です。 駅正面の坂も急なので辛いです。エレベーターの設置等は難しいとは 思いますが、駅前の建物等と連携して対策できませんか。	1	東台橋周辺につきましては、バリアフリー施設が未整備ということで、高齢者や障害者をはじめ、地域の皆様方から同様のご意見を多数いただいています。 区では、北区交通バリアフリー基本構想に基づき、各駅周辺のバリアフリー化施設整備等を進めています。田端駅北口高台側につきましては、東台橋付近にエレベーター施設の整備に向けて検討を行っておりますが、地形的な制約や沿道敷地利用上の制約などの課題を抱えています。 区としましては、地域の要望を踏まえ、田端駅北口周辺でのバリアフリー施設整備の早期実現に努めてまいります。
39	新制度の基準では、保育の質の向上が求められていることから、特に人員面において水準の向上に努めていただきたいです。具体的には、配置される保育士等については正規職員とし、その他の保育士等も正規職員を原則とするよう努めてください。 保育園の3歳児の職員配置は15対1と可能な限り全ての保育園で実施できるようにしてください。 また、学童保育や他の子ども・子育て関連施設においても、職員配置については最大限の配慮をしていただきたいです。	1	子ども・子育て支援新制度では、区市町村が実施主体となり、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量及び質の充実を図ります。とりわけ、子どもたちの保育にとって、保育園職員の質の充実は重要であり、北区はこれまでその水準の向上に努めてきたところです。今後も、区の財政状況が極めて厳しい中にあっても、創意工夫し保育サービスの向上に努めてまいります。また、学童クラブの職員配置については、平成26年10月に公布した「東京都北区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」及び「同施行規則」で定める職員数を基本にしつつ、個々の学童クラブの状況に応じ、必要に応じて職員の配置について配慮していきます。
40	北区としての次世代育成支援行動計画は策定されたが、北区内の事業所に対して策定するような働きかけを行ってください。そのために、北区役所が率先して新たな行動計画を策定し、内外に周知することを求めます。	1	ご意見にある「行動計画」とは、「事業主行動計画」のことだと思 われますが、現在、新たな計画策定に向けて作業を進めています。
41	臨時・非常勤等であっても労働条件や賃金等についての一定の処遇 を確保してください。また、雇用年限については定めないようにして いただきたいです。	1	臨時・非常勤職員の労働条件につきましては、経済、財政状況及び 近隣自治体との均衡などを総合的に判断して、適宜・適切に対応しま す。 区の非常勤職員につきましては、職の性質を鑑みれば、原則として 一年以内の任期を定めて雇用されるものです。区の要綱において回数 の制限を設けることは、地方公務員法の趣旨に反するものではないと 考えています。

# 平成27年度 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員一覧 ※平成27年1月30日現在

### ◎区立幼稚園

施設名	4歳	5歳	計
ふくろ	33	35	68
うめのき	33	35	68
じゅうじょうなかはら	33	35	68
さくらだ	60	64	124
ほりふな	30	32	62
たきさん	30	32	62

### ◎私立幼稚園

施設名	3歳	4歳	5歳	計
北	35	35	35	105
赤羽	60	95	95	250

### ◎認定こども園

施設名	3歳	4歳	5歳	計
赤羽こども	10	10	10	30

### ◎区立保育園

施設名	O歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
浮間	16	17	18	21	23	23	118
浮間東	13	20	20	21	23	23	120
浮間さくら草	9	20	20	21	21	21	112
赤羽北	8	14	18	20	20	20	100
袋	11	19	20	21	21	21	113
岩淵	9	19	20	20	22	22	112
赤羽台	_	20	20	22	22	22	106
志茂北	9	11	15	20	22	23	100
志茂	6	16	17	17	17	17	90
赤羽	9	12	20	22	22	22	107
志茂南	16	18	20	23	23	23	123
桐ヶ丘	12	15	16	19	19	19	100
桐ヶ丘南	6	13	20	20	21	21	101
赤羽西	6	12	20	20	20	20	98
西が丘	10	11	16	20	21	22	100
東十条	14	15	17	18	18	18	100
東十条東	9	12	17	22	22	22	104
桜田北(分園含む)	18	24	24	26	26	26	144
桜田	11	14	17	21	21	21	105
王子北	9	16	18	18	18	18	97
王子	8	12	20	22	22	22	106
豊島	6	20	20	20	20	20	106
豊島北	6	15	19	20	20	20	100
豊島東(分園含む)	6	20	20	20	20	20	106
上十条		15	16	20	20	20	91

上十条南	12	18	20	20	20	20	110
王子本町	9	18	18	18	18	18	99
滝野川北(つぼみ分園含む)	6	29	32	22	22	22	133
滝野川	20	29	30	32	33	33	177
<b>滝野川西</b>	12	20	20	20	20	20	112
西ヶ原	6	17	19	22	25	25	114
西ヶ原東	11	13	13	22	22	22	103
西ヶ原南	9	18	18	18	18	18	99
堀船南	6	13	17	23	23	23	105
栄町	6	16	16	17	17	17	89
中里(つぼみ分園含む)	18	33	33	33	21	21	159
東田端	9	18	19	24	24	24	118
田端	-	15	19	20	20	20	94
赤羽台つぼみ	12	18	18	16	-	-	64
神谷北つぼみ	_	15	24	28	_	-	67
桜田つぼみ	-	25	25	30	-	1	80
豊島つぼみ	-	25	25	_	-	-	50

# ◎私立保育園

施設名	O歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
キッズタウンうきま	10	15	20	25	25	25	120
キッズタウンうきま夜間	5	5	5	5	5	5	30
アスクうきま	6	10	11	11	11	11	60
法善寺	12	15	18	18	18	19	100
日の基	12	22	28	30	34	34	160
テーオーシー	13	22	28	46	45	46	200
つちっこ	9	13	13	13	13	13	74
神谷	_	6	11	11	11	11	50
グローバルキッズコトニア赤羽園	9	15	15	17	17	17	90
キッズタウン東十条	11	15	16	16	16	16	90
ういず東十条	6	8	10	12	12	12	60
王子隣保館	12	19	19	20	20	20	110
豊川	9	14	17	20	20	20	100
クラブ	10	18	20	20	21	21	110
ふくし	12	12	12	12	12	13	73
聖母の騎士	1	12	14	17	12	12	67
木の実	10	12	12	12	12	12	70
まごころ会	9	11	15	15	15	15	80
宮元	3	3	7	7	7	7	34
はとぽっぽ	6	10	10	10	10	10	56
明日香	_	12	12	_	_	_	24
ポピンズナーサリースクール王子	9	12	14	1	_	_	35
ういず滝野川	6	15	18	_	_	_	39
ポピンズナーサリースクール田端	9	15	16	_	-	_	40

### ◎小規模保育所

施設名	O歳	1歳	2歳	計
ちいはぐ・十条	6	6	6	18

# 平成 27 年度特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 の利用者負担額について(案)

### 【1号(私立幼稚園・認定こども園)】

#### 1 制定の概要

これまで私立幼稚園では、それぞれの幼稚園が定めた保育料を徴収していたが、新制度に移行する幼稚園では、国の定める基準額を上限として、世帯の所得に応じて区が定めた保育料を直接幼稚園へ保護者が納めることになる。

新制度においては、同一市町村に居住している教育標準時間認定を受けて幼稚園に通う子どもの保育料は、同じ所得状況であれば同額となる。

国の利用者負担のイメージをもとに、階層区分を設定し、そこから東京都と 北区の保護者負担軽減補助金を差し引いた額とする。

※現行制度を継続する私立幼稚園の保育料については、現行どおり各園が設 定する。

- 2 保育料(案) 別表1
- 3 今後の予定
- (1) 平成27年3月 「(仮称) 子ども・子育て支援新制度への移行に伴う東京都北区私立幼稚園における保育料に関する規則」制定予定
- (2) 平成27年3月 保育料のお知らせ(HP・在園児向けお知らせ等)
- (3) 平成27年4月 同規則施行

### 【1号(区立幼稚園)】

#### 1 改正の概要

国は、子ども・子育て支援新制度における幼稚園保育料は応能負担により 設定することとして、住民税の階層別に保育料を例示している。

区も幼児教育の振興を図る観点から、低所得世帯と多子世帯の保護者負担 の軽減を行い、応能負担の考え方に基づく保育料を規定するため、区立幼稚 園条例を改正する。

- (1) 国が示す応能負担の考え方に基づく保育料を設定する。
- (2) 現行の保育料額から就園奨励事業減免額を減じて設定する。
- (3) 多子負担軽減は継続する。

なお、平成27年度は保育料の上限を前年度と同様とし、平成28年度の 見直しに向けて検討をする。

- 2 保育料(案) 別表2
- 3 今後の予定
- (1) 平成27年3月 「東京都北区立幼稚園条例の一部を改正する条例」制 定予定
- (2) 平成27年3月 保育料のお知らせ(HP・在園児向けお知らせ等)
- (3) 平成27年4月 同条例施行

### 【2号・3号(認可保育園・地域型保育事業・認定こども園)】

- 1 制定の概要
- (1) 階層区分を所得税ベースから住民税ベースに変更する。
- (2) 国の利用者負担イメージに従い、階層区分数、保育料額は従前どおり。
- (3)適用は、平成27年4月分(平成26年度住民税により保育料算定)から開始する。保育料の切り替え時期は、毎年9月分(新住民税により保育料算定)からとする。平成27年3月と4月の保育料を比較して保育料が上がるものについては、経過措置として、27年8月まで従来の保育料額とする。
- (4) 保育短時間利用者の保育料は、国のモデルに従い、保育標準時間利用者 の金額から1.7%減額とする。
- 2 保育料イメージ 別表3
- 3 今後の予定
- (1) 平成27年2月 第一回定例会 保育料徴収条例 (案) 上程
- (2) 平成27年3月 保育料のお知らせ(HP・在園児向けお知らせ等)
- (3) 平成27年4月 新条例(区民税準拠)施行

# 私立幼稚園・認定こども園保育料別表(案)

区分	所得の基準	1人在籍の場合及 び同一世帯から2 人以上在籍してい る場合の最年長の 幼児	以当らてるア類保証認籍るイのウ治入支児用の下すの、幼幼似育保定すがいる民人関連の所によるが、は、対域の所では、別様がは、対域の所では、でき、対域のでは、でき、対域のでは、でき、対域では、がでいる。のでは、のでは、対域では、対域では、対域では、対域では、対域では、対域では、対域では、対域	以当らて当ア類保証認籍るイのウ治入支児用ののる兄人幼園幼原保定す 小兄情療所援童すののる兄人幼園幼東帝と兄 校姉障設はし達ががで含降 稚設認)在有 年る短部発療利童にそめに 園、認)在有 年る短部発療利童を動れ 該 園、認)、在す 生 期に達型
1	生活保護世帯	0円	0円	0円
2	市町村民税非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯含む)	0円	0円	0円
3	市町村民税所得割課税額77,100円以下	3,600円	0円	0円
4	市町村民税所得割課税額211,200円以下	9,000円	0円	0円
5	市町村民税所得割256,300円以下	15,300円	0円	0円
6	市町村民税所得割256,301円以上	17,700円	4,900円	0円

### 北区立幼稚園保育料別表 (案)

# 【入園料】一人・入園のとき。

生活保護世帯			
市町村民税非課税世帯	第1子	第2子	第3子以降
(市町村民税所得割非課税世帯含む)			
0円	1,100円	5 5 0 円	0円

# 【保育料】一人・月額。

階層区分	第1子	第2子	第3子以降
生活保護世帯	0円	0 円	0円
市町村民税非課税世帯(市町村			
民税所得割非課税世帯含む)	500円	250円	0円
市町村民税所得割課税額			
77, 100 円以下	5,000円	2,500円	0円
市町村民税所得割課税額			
211, 200 円以下	5,000円	2,500円	0円
市町村民税所得割課税額			
211, 201 円以上	5,000円	2,500円	0円

- ※ 8月は保育を実施しないため保育料は徴収しない
  - (注1)利用者負担の切り替えは9月とし、7月以前は前年度分、9月以降は当年度分の市 町村民税額により決定する。
  - (注2)第2子とは、同一世帯から二人以上就園している場合の次年長児又は小学校1~3年生の兄・姉を一人有していて就園している場合の最年長児をいう。また、第3子以降とは、同一世帯から3人以上就園している場合の三番目以降の園児又は小学校1~3年生の兄・姉を一人有し同一世帯から二人以上就園している場合の次年長以降の園児及び小学校1~3年生に兄・姉を2人有しているすべての園児をいう。

# 2号・3号認定の保育料・延長保育料イメージ

所得などの状況		保育料(月類)						延長保育料(月額)								
						. ,, ,		1 時間以內		1時間を越え2時間以内			2時間を越え3時間以内			
階層区分の定義								4~5歳	3歳	0~2歳	4~5歳	3歳	0~2歳	4~5歳	3歳	0~2歳
		),v = v	以下	710 - 0	以下	710 - 0	以下					· ·				クラス
A 生活保護世帯		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
区前	非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
民年	均等割のみの世帯	1,300	650	1,300	650	1,900	950	600	600	600	1, 200	1, 200	1, 200	1,800	1,800	1,800
税度	所得割 5,000円未満	2,000	1,000	2,000	1,000	2,400	1,200	600	600	600	1, 200	1, 200	1,200	1,800	1,800	1,800
額分	所得割 5,000円以上	2,600	1,300	2, 700	1,350	3, 100	1,550	600	600	600	1, 200	1, 200	1, 200	1,800	1,800	1,800
	1,500円未満	5,600	2,800	5, 600	2,800	6,700	3, 350	900	900	900	1,800	1,800	1,800	2, 700	2, 700	2, 700
	1,500円~ 8,500円未清	7, 200	3,600	7, 300	3,650	8,300	4, 150	900	900	900	1,800	1,800	1,800	2, 700	2,700	2, 700
	8,500円~ 15,000円未清	9, 200	4,600	9, 300	4,650	9, 400	4, 700	900	900	900	1,800	1,800	1,800	2, 700	2,700	2, 700
前年分の保育費用徴収	15,000円~ 30,000円未清	10,800	5, 400	10, 900	5, 450	15, 400	7, 700	1, 300	1, 300	1,500	2,600	2,600	3,000	3, 900	3, 900	4, 500
	30,000円~ 45,000円未清	12,600	6, 300	12, 700	6, 350	19, 100	9, 550	1, 300	1, 300	1,900	2, 600	2,600	3,800	3, 900	3, 900	5, 700
	45,000円~ 60,000円未清	14, 200	7, 100	14, 300	7, 150	21,500	10,750	1, 300	1, 300	2, 100	2,600	2,600	4, 200	3, 900	3, 900	6, 300
	60,000円~ 75,000円未清	15, 700	7, 850	15, 800	7, 900	23,600	11,800	1,500	1,500	2,300	3, 000	3,000	4,600	4, 500	4, 500	6, 900
	75,000円~ 90,000円未清	16, 900	8, 450	17,000	8, 500	25, 500	12, 750	1,600	1, 700	2,500	3, 200	3, 400	5,000	4,800	5, 100	7, 500
	90,000円~112,500円未清	18,000	9,000	18, 200	9, 100	27, 500	13, 750	1,800	1,800	2,700	3, 600	3,600	5, 400	5, 400	5, 400	8, 100
	112,500円~142,500円未清	18,000	9,000	19, 500	9, 750	29, 200	14,600	1,800	1,900	2,900	3, 600	3, 800	5,800	5, 400	5, 700	8, 700
	142,500円~172,500円未清	18,000	9,000	20, 700	10, 350	31,000	15, 500	1,800	2,000	3, 100	3, 600	4,000	6, 200	5, 400	6,000	9, 300
金笠	172,500円~202,500円未清	18,000	9,000	21,600	10,800	32, 500	16, 250	1,800	2, 100	3, 200	3, 600	4, 200	6, 400	5, 400	6, 300	9, 600
算	202,500円~232,500円未清	18,000	10,800	22,600	13, 560	34, 200	20, 520	1,800	2, 200	3, 400	3, 600	4, 400	6, 800	5, 400	6,600	10, 200
定所得税額	232,500円~262,500円未清	18,000	10,800	22,600	13, 560	35, 700	21, 420	1,800	2, 200	3, 500	3, 600	4, 400	7,000	5, 400	6,600	10, 500
	262,500円~292,500円未清	18,000	10,800	22,600	13, 560	37, 200	22, 320	1,800	2, 200	3, 700	3, 600	4, 400	7, 400	5, 400	6,600	11, 100
	292,500円~322,500円未清	18,000	10,800	22,600	13, 560	38, 500	23, 100	1,800	2, 200	3,800	3, 600	4, 400	7, 600	5, 400	6,600	11, 400
	322, 500円~352, 500円未清	18,000	10,800	22,600	13, 560	40,000	24,000	1,800	2, 200	4,000	3, 600	4, 400	8, 000	5, 400	6,600	12,000
	352, 500円~502, 500円未清	18,000	12,600	22,600	15, 820	43, 400	30, 380	1,800	2, 200	4, 300	3, 600	4, 400	8, 600	5, 400	6,600	12, 900
	502,500円~652,500円未清	18,000	12,600	22,600	15, 820	48, 900	34, 230	1,800	2, 200	4,800	3, 600	4, 400	9, 600	5, 400	6,600	14, 400
	652, 500円~802, 500円未清	18,000	12,600	22,600	15, 820	53, 700	37, 590	1,800	2, 200	5, 300	3, 600	4, 400	10,600	5, 400	6,600	15, 900
	802,500円以上	18,000	12,600	22,600	15, 820	57, 500	40, 250	1,800	2, 200	5, 700	3, 600	4, 400	11, 400	5, 400	6,600	17, 100
	民税 額 前年分の保育費用徴収金等算定所得税 年 度 分	階層区分の定義  生活保護世帯 区前 非課税世帯 均等割のみの世帯 税度 所得割 5,000円未満 新得割 5,000円以上 1,500円未満 1,500円~8,500円未清 1,500円~8,500円未清 15,000円~30,000円未清 15,000円~30,000円未清 15,000円~60,000円未清 15,000円~75,000円未清 15,000円~90,000円未清 12,500円~90,000円未清 112,500円~112,500円未清 112,500円~172,500円未清 112,500円~172,500円未清 202,500円~202,500円未清 202,500円~202,500円未清 202,500円~202,500円未清 202,500円~252,500円未清 322,500円~352,500円未清 352,500円~352,500円未清 502,500円~502,500円未清 502,500円~652,500円未清 652,500円~662,500円未清	性層区分の定義 4~5歳 第1子 生活保護世帯 0 民年 均等割のみの世帯 1,300 耐得割5,000円未満 2,000 新得割5,000円未満 5,600 所得割5,000円未満 7,200 8,500円~8,500円未満 7,200 8,500円~15,000円未清 10,800 30,000円~45,000円未清 12,600 45,000円~60,000円未清 12,600 45,000円~75,000円未清 12,600 75,000円~90,000円未清 16,900 90,000円~112,500円未清 18,000 112,500円~172,500円未清 18,000 112,500円~172,500円未清 18,000 172,500円~202,500円未清 18,000 202,500円~232,500円未清 18,000 202,500円~232,500円未清 18,000 202,500円~232,500円未清 18,000 322,500円~352,500円未清 18,000 352,500円~352,500円未清 18,000 352,500円~502,500円未清 18,000 502,500円~502,500円未清 18,000 502,500円~502,500円未清 18,000 502,500円~652,500円未清 18,000	特別	特層区分の定義	特別	階層区分の定義 第1字 第2字 第1字 第2字 第1字 以下 第2字 以	特別の日本語	特別	日本日本	下得などの状況   日本	特別性の関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関	所得などの状況 保育 料 (月 報) 1 時間 以内 1 時間を終え2目	持機性の	所得などの状況	

住民税のうち、区市町村民税の所得割の額を基に保育料の階層を設定する。階層の設定にあたっては、現行の所得税での階層に配慮して調整する。

### 平成 27 年度以降の子ども・子育て会議について

#### 1. 趣旨

子ども・子育て支援事業計画(以下、「事業計画」という。)策定が完了する平成 27 年度以降、子ども・子育て会議の主な役割は事業計画の点検、評価、見直しとなる。 よって、会議の議題、回数等をそれに沿うような形に改める。

#### 2. 会議の議題等(平成27年度)※予定

	・区の取組み紹介
第1回(9月上旬)	・後期計画(平成 26 年度)の進捗状況報告
	・事業計画の現状報告及び修正の予告…等
<b>年</b> 0日(10日下午)	・テーマを決めてフリートーク
第2回(10月下旬)	・新規確認施設の利用定員意見聴取…等
第3回(2月上旬)	・事業計画の修正…等

#### 3. 委員数の変更

#### ★現在の委員構成

①学識経験者(第3条)	3名
②公募委員(規則第2条第1号)	6名
③区内団体推薦委員(規則第2条第2号)	
※男女共同参画推進ネットワーク、民生委員児童委員協議会、東京商工	
会議所、区立中学校 PTA 連合会、私立保育園理事長園長会、医師会、	10 名
青少年地区協議会、連合東京西北部地域協議会、私立幼稚園協会、区立	
小学校 PTA 連合会	
④区職員又は関係行政機関職員 (規則第2条第3号)	
※区立小学校長会、区立幼稚園長会、区立児童館長会、東京北児童相談	6名
所、区立保育園長会、区立中学校長会	
合 計	25 名



予定される会議の回数、議題、過去の類似会議実績等を総合的に判断し、委員構成を変更する予定。

#### 【参考】関連条文

○東京都北区子ども・子育て会議条例

(組織)

第3条 子ども·子育て会議は、学識経験者その他東京都北区規則で定める者のうちから、 区長及び教育委員会が委嘱又は任命する委員 26 人以内をもって組織する。

#### (委員の任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間と する。
  - ※現在の任期は平成 25 年 7 月 1 日~平成 27 年 6 月 30 日
- 2 委員は、再任されることができる。

#### (会長及び副会長)

第6条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

#### (会議)

第7条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出 されていないときは、区長がこれを行う。

### ○東京都北区子ども・子育て会議条例規則

#### (組織の構成)

- 第2条 条例第3条に規定する規則で定める者は、次に掲げる者とする。
  - 一 区内に在住又は在勤する者で公募によるもの
  - 二 区内団体の推薦を受けた者
  - 三 区職員又は関係行政機関の職員
  - 四 前3号に掲げる者のほか区長が必要と認める者